

有効期限延長シールの取扱について

運転免許証の更新手続きで、即日交付されなく後日に交付される場合は、免許証の備考欄に『更新手続き中』のスタンプが押されますので、延長シールを使用して下さい。

1. シールに記入する期限延長の日付

免許証の更新手続きをすると、公安委員会が免許証の備考欄に有効期限延長のスタンプを押します。延長シールにはその日付に7日を加えた年月日を黒色で記入して下さい。

2. シールの貼付箇所

シールの貼付箇所は運転免許証の有効期限とタクシー事業者名の間
の空白箇所（個人タクシーは事業者乗務証の有効期限の下）とし、有効期限は赤二本線で消して下さい。

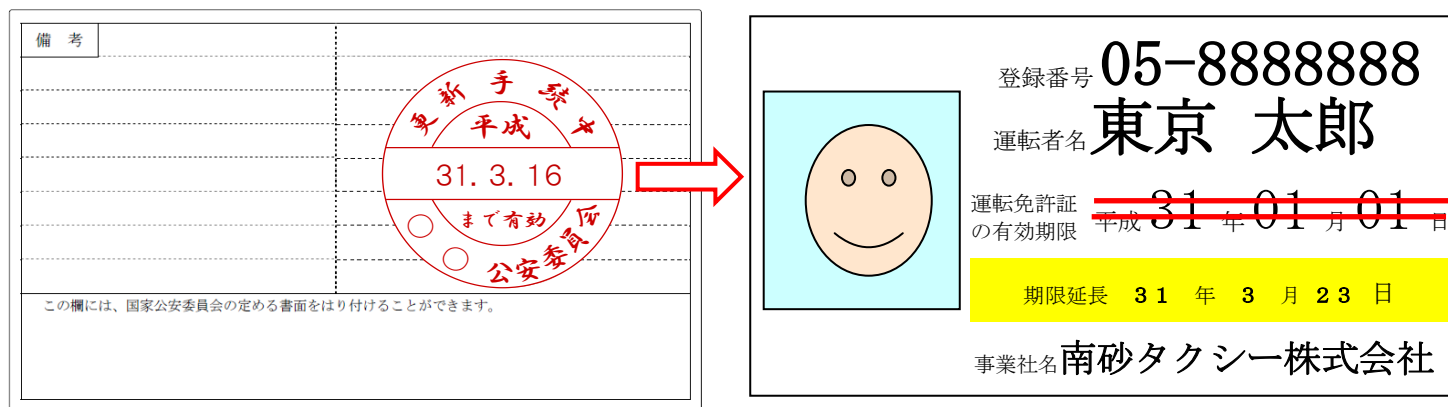
3. シール受払簿の備付け

交付を受けたシールは受払簿に記載し、出納を明らかにして保管して下さい。

4. 注意事項

シールの管理、出納には十分留意し、過誤のないよう適正な運用を、お願い致します。

※ 延長シールの貼り方の例



※ 運転免許証の更新手続きで、即日交付を受けた場合は延長シールを使用することはできません。

直ちに登録課で運転者証及び事業者乗務証の更新手続きをして下さい。

問い合わせ

登録課	電話	3 6 4 8 - 5 5 6 1
	FAX	3 6 4 8 - 5 3 6 5